

指定管理者の管理運営評価

各年度において、指定管理者が公の施設を適切に管理運営していたかを確認し、次年度以降の業務に反映させるため、次のとおり指定管理者の管理運営評価を実施する。

1 評価の目的

指定管理者制度の適正かつ効率的な運用を図り、次年度以降の管理運営業務に反映させる。

2 評価対象

指定管理者制度を導入している全施設を対象とする。

3 評価方法

各施設の所管課において、指定管理者から提出された月次報告書や事業報告書などを基に評価を実施する。

4 評価基準

各施設の詳細項目の評価に基づき、5段階評価を行う。

ランク	評価基準
S	「協定内容又は要求水準」に対して 優れている 。 ※協定内容どおり業務を履行し、利用者満足度が優れている場合など。
A	「協定内容又は要求水準」に対して 良好である。(100%) ※協定内容どおり業務を履行し、利用者満足度が良好な場合など。
B	「協定内容又は要求水準」に対して 概ね良好である。(概ね80%以上) ※協定内容どおり業務を履行し、利用者満足度が概ね良好な場合など。
C	「協定内容又は要求水準」に対して 下回る。(概ね60%以上) ※協定内容の業務に一部不履行がある場合など。
D	「協定内容又は要求水準」に対して 顕著に下回る。(未着手含む) ※協定内容の業務に相当不履行がある場合など。